

Title	ミックヴィッツ 十六世紀レヴァルの貿易 : Gunnar Mickwitz, Aus Revaler Handelsbüchern. Zur Technik des Ostseehandels in der ersten Hälfte der 16. Jahrhunderts. (Helsingfors. 1938.)
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.12 (1939. 12) ,p.1649(133)- 1655(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19391201-0133
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391201-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミックヴィッツ「十六世紀レヴァルの貿易」

—Gunnar Mickwitz, Aus Revaler Handelsbüchern. Zur Technik des Ostseehandels
in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts. (Helsingfors. 1938.)—

高村象平

著者グンナー・ミックヴィッツ氏は、ヘルシングフォルス大學講師であつて、ここに紹介せんとするものの外には、Geld und Wirtschaft im römischen Reich des vierten Jahrhunderts n. Chr. (1932). 及び Die Kartellfunktion der Zünfte und ihre Bedeutung bei der Entstehung des Zunftwesens. (1936.) の二著がある。これ等の書名を一瞥すると、ミックヴィッツ氏の研究は、ロオマ帝政後期から中世へ、更に近世初期へと、時代を追つて進められたかと思はれるが、然しこの頃では又舊に戻つて、Economic Rationalism in Graeco-Roman Agriculture, Eng. Hist. Rev. 52. となる Zum Problem der Betriebsführung in der antiken Wirtschaft, V. S. W. G. 32. となる論文を發表されてゐる。氏がロオマ經濟史家グムメルス門下であるからには、これは當然のことであらう。「紀元四世紀ロオマ帝國の貨幣と經濟」なる著書は、嘗て秀村欣二氏が史學雜誌に詳細に紹介されたことがあつた。この書に對しては、ハイヘルハイム氏の如きも、帝政末期經濟の研究に際して一應參看すべきものと價値付け

られてゐる(Zl. f. d. gesamt. Statist. 94.)。次の「ツィンフトのカルテル的役割」といふ著述は、ツィンフトをもつてカルテルと看做し、共同的規制によつて高価格を維持することがその課題であつたといふ。この目的達成のためには、或る手工業部門の全手工業者の結合が必要となる。これが謂ゆるツィンフト強制を生ぜしめたのであつたと見る。従つて、ミッドヴィッツ氏は、ツィンフト成立は手工業者の経済的動機に基くものとするフォン・ペロオ説に加擔することになる。この書は公刊以來、歐洲では色々と批判が加へられてゐるやうである。その中で最近のブルウノ・クスケ教授の書評の如きは(Weltwirtschaftliches Archiv. 49, 3)、ナチス的世界觀の旺盛したものとして、興味深く讀まれる。寡聞の故か、我が國で本書が紹介されたことを、私は未だ知らない。

扱て、ここに紹介しようとする「レヴァルの商業帳簿研究——十六世紀前半のバルト海貿易技術考」といふ新著は、二篇より成る。即ち第一編(二〇—一〇七頁)においては、十六世紀レヴァルの貿易が概観され、第二編(一〇八—二三八頁)は、このレヴァル貿易の經營乃至組織の特殊的研究に充てられてゐる。この中前者の部分は、過般本誌掲載の拙稿「商業革命時代の獨逸ハンザ」において援用し、その際一二の疑義を挾んで置いたところであるから、ここに重ねて採り上げることを避ける。ミッドヴィッツ氏は、謂ゆる比較研究を好んで爲されるのであるが、本書においても、十六世紀レヴァルの貿易を、十四、五世紀の獨逸、十一、二世紀の伊太利のそれ等と對比して筆を進めてゐる。當時レヴァルの貿易商が、リフランドの貴族又は農民との取引において、信用授與を武器として、これ等を従屬せしめて行つた過程には興味深いものがある。又第一編の末章には、一五〇五—一六〇〇年における主要商品の價格變動が圖表によつて示されてゐるが、物價史の研究が各方面から進められてゐる當今において、これは經濟史學界への價値ある一寄與たるを失はない。

私が本稿において紹介したい點は、本書第二編における貿易組織である。それは獨逸ハンザの貿易會社企業形態史研究上、注目すべきものであるかに考へられるからである。素々ハンザ領域において會社制度が發達したのは、これが遠隔地貿易上の危険を分散し、更に遠隔地の市場事情の不明に基く取引上の不利を減少する手段として好適のものであつたからに外ならない。即ち前者の要求に應ずるものとしては、船舶共有組合の如き一時的組合、或は合名會社に類する永續的會社が設立される。又後者のために最も多く行はれた形態は、相互的な代理販賣の組合である。殊にバルト海貿易は、大體東西商業路線上に行はれたが故に、その極點(例へばリュベックとレヴァル)に在る商人は、互に夫々の經營組織をもつて相補ふことが出来たのであつた。

ところでミッドヴィッツ氏が、未だ利用されることなかつたレヴァルの文書館所藏の資料(主として商業帳簿・商業書簡)に基いて、十六世紀のハンザ領域の遠隔地貿易會社の内部組織について調査したところを概括すれば、大要次の如くである。先づ會社は、既存の代理販賣關係に基いて成立することが多いのであるが、その場合多く會社結成契約を結ぶもの、その文面は極めて簡單なものであつて、これからは、經營組織について知ることが殆ど出来ない。即ちその契約書に規定されるところは、當事者相互の取引範圍、投資額、最初投資すべき場所等が列擧されてゐるだけであり、時にこれに他の特定條項が添加されてゐることがあるに過ぎない。しかも取引範圍の如きも、*im Westen; in Reval, Dorpat und Narwa* の如く漠然たる記載が常であつた。従つて、かかる契約は、當事者の取引規範としては殆ど意義を有し得ない。僅かに會社解散の場合、或は當事者が死亡した場合の整理に際して、役立つのみに過ぎないのであつた。これは、伊太利や南獨逸における會社契約と全く趣を異にする點である。のみならずバルト海地域においては、右の如き契約さへも缺くことあり、斯くてこの地域においては、契約形式の如きは間

題にしなければとさへもいひ得よう。(尙この點について、十五、六世紀のニュウレンベルク商人とリュベック商人との取引において、必ずしも會社契約締結を必要としなかつた旨が、既にノルドマン氏によつて指摘されてゐることを書き添へて置く。Claus Nordmann, Nürnberger Grosshändler im spätmittelalterlichen Lübeck. 1933. S. 148.) 尙ミックヴィッツ氏の調査によれば、會社結成當事者の拂込額は、多く等額であつたといふ。この場合、利潤分配の計算は至つて簡單である。勿論これ以外の割合による投資も存した。然しその總額は決して大なるものではなかつた。これはレヴァルの貿易商の富力そのものに原因が見出されよう。ミックヴィッツ氏の説くところによれば、レヴァルの商人は自己資本を以て取引し、それは少額のものであつたことが常であり、又彼等の資産程度は中位に止まつてゐたのである。

ミックヴィッツ氏が、この會社契約について特に指摘されてゐる點は、會社の商號を缺くこと(但し商標はある)、會社所在地や社員、帳簿等について記載がないことである。これ等を缺いたのは、孰れも存しなかつたからであると氏はいはれてゐるが、要するに會社と稱しても、尙それは統一的な組織乃至企業にはなりきつてゐなかつたのである。即ちレヴァルの商人にとつては、取引の相手が何某自身であらうと、又は或る會社の代表者としての何某であると變りはなかつたからであり、従つてレヴァルの商業帳簿に債權者又は債務者として記載されてゐるのは、會社ではなく個人商人の名前である。ただ會社商品と該商人個人の商品とを區別するために、独自の商標を附することは必要であつた。次に代理販賣の場合と同じく、當事者は同等の權利を有し、孰れか一方が他を指揮することはないのであるから、會社の本據は必要でない。更に當事者は、各々の全經營を擧げて取引に従事したが故に、會社社員を特置する必要なく、會社專屬の倉庫の如きも設ける要を見ない。社員も倉庫も不要とすれば、會社計算には

經常費はないわけであるが、尙掛け勘定及び代理販賣取引を記載するために、當事者は各々帳簿を備えねばならなかつた。しかも理論的にいへば、記帳は至つて簡單であり、又共同分擔の經費もないのであるから、決算は容易に行はれた筈であるが、これには會社商品の全部が賣却されて了ふことが必要であり、通信とても容易でなく、更に計算は記帳洩れ多きため殆ど常に合致することなかつたので、仲々困難な仕事であり、甚しきは一決算の完済に十年の歲月をかけたものもあつた。

會社存續期限については、前記の如く會社形成が危険相殺と遠距離市場事情の察知との要求に基づくものである以上、相當長く繼續した。多くは當事者の一方が死亡するまで存續してゐる。しかもその後では、會社は後嗣者によつて繼承されてゐない。これは會社といふものの、個人的色彩濃きものであつたから當然といはねばならない。又會社設立の動機となつたものが、資本増殖よりも危険分散であつたことからして、一商人が多數の會社に参加することが行はれた。但し船舶共有組合の場合とは違つて、これへの参加は同時に参加者自身の労働を前提とする故に、そこには自ら限度があつたし、同じ理由からして、レヴァルの會社には、南歐やリュベックの匿名組合規定に見られるやうな競争禁止條項はない。ミックヴィッツ氏は、自ら懸命に業務に従事する者のみが、相手方の努力を引き出し得るのであるから、この相互規定によつて、競争禁止の如きは無用だつたといはれてゐる。

以上の諸特徴を總括すれば、レヴァルの貿易會社は、會社ではあるが、統一的企業ではなく、二つ又は三つの企業の共働によつて成立する損益協同體ともいふべきものであつた。そしてこの損益協同體であつたといふ點が、一般の代理販賣と會社とを區別する特性であつた。かかる組織形態をミックヴィッツ氏は *Ferngesellschaft auf Gegenseitigkeit* と名付けてゐる。そして氏の研究によれば、この F. a. G. は十四世紀二十年以降現はれ、殊に

十六世紀にハンザ領域に普及した會社形態であつた。然るに南歐においては、十三世紀のシエナに見出される外に、これと類似の會社は存しなかつた。この所以を、氏は南歐の貿易が諸方面に、謂はば放射的に行はれたことに求める。即ちこれにあつては、中央の本據からの統一的指揮も必要ならば支店も多く設置せねばならなかつた。H. a. G. の如き形態を以てしては、この要求に應じ得られない。これに反してハンザ領域の貿易は、對ベルゲン貿易を除いて、大體東西兩歐連絡商業路上に、毛織物は東方へ、毛皮は常に西方へ送られるといふ取引關係が存続したために、H. a. G. は普及し得たのであつたと做す。従つてかのヴェッキンフツゼン會社の如きは、H. a. G. の集合せるものに過ぎなかつたにも拘らず、なほ對ヴェネチア貿易を敢へてし、この過大任務によつて遂に自ら破産の域に陥つたのであつたといふ。

レヴァルにおいて、H. a. G. が特に多く形成されたことは、ハンザ地域におけるこの會社形態の意義大なりしことを暗示してゐる。然しレヴァルには、亦同地特有の事情がこの形態の成立に與つて力あつたことを見ねばならぬ。それは十六世紀のリフランド諸都市において嚴重に勵行された *Gaterecht* の影響である。即ち獨逸本國のハンザ商人と雖も、レヴァル、リガ、ドルバットにおいては、該市民とのみ取引することを許されたのであつた。ここにおいてリフランド地方の貿易商と H. a. G. を形成して、以て右の障害に基く不利を避けることが盛になつたのであつた。H. a. G. はレヴァルの遠隔地卸商業において特に多く成立したのであるが、この他方リュベックにも對レヴァル以外に、對ダンチヒ、ライプツヒ、アントワープ等の貿易商との間に H. a. G. が結成されてゐる。然しそれ等の場合においても、貿易商の個人的性質(個人及びその個人の意味)が決定的の意義を與ふるものであつたことは、レヴァルの H. a. G. と異るところなかつた。

バルト海・北海を蔽ふハンザ領域の特殊事情に基く組織形態としての H. a. G. は、本書において取扱はれる十六世紀以降には發展してゐない。勿論この後にバルト海地域で大會社企業は結成されてゐるが、然しそれ等は和蘭の會社形態を移植したものであつて、H. a. G. の如きハンザ獨特のものではなかつたのである。一體、取引數量乃至價額の點から見ても重要なものは、大會社ではなくして、中・小會社であつた筈であるが、この後者による取引關係、或はその組織については、ミッドヴィッツ氏はこれを他日の考究に委ねられてゐる。

本書第二編には、右の H. a. G. の外に、レヴァル一帯の運送制度、通信制度、簿記等についての研究も收められてゐる。要するにそれ等は未發達の域を出づるものではなく、全體として伊太利の發達程度に比して數世紀後れてゐることが指摘されてゐる。最後に十六世紀のレヴァル貿易商の獲得せる利潤について、それが大體一一一二%のものであつたことを算定されてゐる。然し取引そのものが小規模であつたのであるから、この比率による利益も、それ自體多額のものではなかつたのである。

本書はレヴァルといふバルト海の一都市の經濟状態を探つて、以てハンザ貿易の一断面を明かにしたものである。本書の隨所において著者は、その利用せる資料からの結論を以て、ハンザ全地域に及ぼすべからざることを指摘し、ゐるのは、極めて正しい態度といはねばならない。然し吾々が本書を一讀して得る成果は、決して著者の期待されるやうな限局されたものでない。勿論著者の意圖に従つてその結論を一般化することは避けるとしても、尙十六世紀ハンザ全領域において、個人的貿易企業が支配したといふことだけは、これを敷衍しても誤りはないであらう。